車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第２号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成30年３月９日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
都道首都高速晴海線	東京都中央区晴海二丁目202番地先から東京都江東区有明一丁目７番５地先まで

２．指定する期日　平成30年３月10日

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成30年３月10日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成30年３月９日　　首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕

記

１　記〔１〕⑿中「江東区豊洲六丁目から同区」を「中央区晴海二丁目から同都江東区」に改める。

２　記〔４〕一．⑷㈡①中

「表Ｃ

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、一般国道14号（京葉道路）との接続部、一之江、小松川（両国ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

」を

「表Ｃ

出入口等
入谷、上野、本町、芝浦、戸越、荏原、目黒、天現寺、渋谷、高樹町、新宿、代々木、外苑、北池袋、東池袋、護国寺、早稲田、飯田橋、西神田、一ツ橋、堤通、向島、駒形、清洲橋、浜町、箱崎、一般国道14号（京葉道路）との接続部、一之江、小松川（両国ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）、錦糸町、枝川、塩浜、木場、福住、豊洲、晴海、台場、宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部

」に改める。

３　別添２中

「都道首都高速晴海線

		東雲ＪＣＴ
豊洲		1.3

」を

「都道首都高速晴海線

		東雲ＪＣＴ
	豊洲	1.3
晴海	―	2.7

」に改める。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成30年阪神高速公告第４号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年３月９日　　阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑾⑥を次のように変更する。

⑥　記⑤に基づき届出した阪神高速道路企画割引

阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス【2018　ＳＰＲＩＮＧ】

イ　割引を適用する自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス【2018　ＳＰＲＩＮＧ】の適用を受けるために、事前に阪神高速道路株式会社に申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の支払を行おうとする利用者の軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車

ロ　割引を適用した後の料金の額

ａ⒜　全地区乗り放題パス

記ハに定める期間のうち、割引申込により指定した一日における記ニａに定める区間の通行に係る料金の合計額は次のとおりとする。

	ＥＴＣ2.0車以外	ＥＴＣ2.0車
軽自動車等	1,287.037円	1,222.6852円
普通車	1,527.7778円	1,451.3889円